

京丹後市入札監視委員会(平成 21 年度第 1 回) 議事概要

開催日時	平成 21 年 7 月 14 日(火) 午後 3 時～午後 6 時	
開催場所	ルビノ京都堀川 2 階 嵯峨の間 (京都市上京区東堀川通下長者町下ル)	
出席委員氏名(職業)	角田 暁治(大学院 准教授) 田辺 保雄(弁護士) 村尾 愼哉(公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ(大下副市長) 2 報告事項(大村建設部長) ・「平成 20 年度 市道左坂線道路改良工事」に係る不祥事について 3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出(五十音順で持ち回り) 5 閉会あいさつ(藤原財務部長)	
審議対象期間	平成 20 年 10 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争入札	1 件	対象件数 118 件
公募型指名競争入札等	- 件	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、特段、意見具申すべき内容はない。 ただし、不祥事のあった「平成 20 年度 市道左坂線道路改良工事」については、今後、市が取った対応策等について、まとまった段階で委員会に報告すること。	

別紙

「4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成20年度 市道左坂線道路改良工事

意見・質問	回答等
<p>調査について(1)            事実関係については、どのくらい調べは進んでいるのか。            また、事実関係を把握するために、どういう調査を行ったのか。</p>	<p>警察の捜査については、今後行われる裁判の中で明らかになってくると思われます。            市としては、不祥事を起こした職員に対し聴聞を行い、事実関係の確認を行いました。</p>
<p>動機について            動機は。</p>	<p>不祥事を起こした業者とは、普段から親しい間柄であったため、断りきれなかったものと思われます。</p>
<p>調査について(2)            不祥事を起こした職員と業者が過去に関与した工事等についても調査を遡って行ったのか。</p>	<p>過去に関与した工事に関する書類も押収されたため、この辺は警察のほうで捜査をされていると思われます。</p>
<p>調査について(要望)            再発防止のためには、事実関係の究明が必要と思われるので、押収されている書類が還付されたあかつきには、できる範囲の調査を内部的にしていきたい。</p>	
<p>再発防止策について            再発防止策について、現在、市のほうでどのように考えているか。</p>	<p>本年3月にできた内部告発の規定に加え、現在、倫理条例と職員の処分に関する指針を検討しており、この3つを組み合わせることで職員の意識の向上につながる方法を検討していきたいと考えております。            また、他市の事例も研究しながら、今回のような不祥事が二度と起きないように職員研修を深めていくことも重要と考えております。</p>
<p>業者との付き合い方について            近所付き合いの中で、どうしても職員と業者が接触する</p>	<p>近所付き合いについてまで規制をかけることはできないと思われます。</p>

<p>ケースが生じてくると思われるが、この部分について規制をかけることは可能なのか。</p>	<p>ただし、市民から疑問を持たれるような付き合い方については慎むよう、職員に対して指導していきたいと考えておりません。</p>
<p>職員研修について(1)(要望)</p> <p>職員と業者の付き合い方についての客観的なガイドラインを検討していただきたい。</p> <p>また、職員研修についても繰り返し行うことが重要であることから、具体的な付き合い方のガイドラインを作成した上で、それが職員に浸透できるよう、定期的に何度も職員研修を行っていただきたい。</p>	
<p>職員研修について(2)(要望)</p> <p>職員研修の担当部署が職員全てを研修することは不可能なので、再発防止のためのツールをよく練って作成し、それを課長へ落とし込み、課長が課員に対して研修を行い、その研修がしっかり実施されたかどうかを職員研修の担当部署がきちんと確認する仕組みづくりを是非していただきたい。</p>	
<p>不祥事の原因について(1)</p> <p>不祥事の発生原因として厳しい競争環境が背景にあったとの説明であったが、市側においても、今回の事件発生に繋がったと思われる事務上の問題はあったのか。</p>	<p>詳細な発生原因は裁判の中で明らかになってくると思われます。</p> <p>なお、考えられる問題点については、次のとおり見直しを行っております。</p> <p>設計図書について、同じ課の職員全てに回る決裁ルートになっていたこと及び設計図書が机の上にそのまま置かれていたことから人の目に触れやすい環境であったため、専用袋に入れ、決裁を行うこととした。また、庁舎メール便を使用</p>

	<p>して他庁舎に設計図書を送っていたため、担当者又は管理職が直接設計図書を持参することとした。</p> <p>積算室の鍵について、職員が自由に出入できる状態であったので、管理職が適正に鍵の管理を行うこととした。</p> <p>積算用のパソコンについて、他の職員のパスワードも見れる状況にあったので、パスワード・ID の管理を管理職が適正に行うこととした。</p>
<p>機密情報の保存方法について（要望）</p> <p>鍵の管理、パソコンのデータの管理等と併せて、机の上の整理整頓から機密情報の管理と保管の仕方についても検討していただきたい。</p>	
<p>不祥事の原因について（2）</p> <p>不祥事を起こした職員は、最低制限価格の基となる設計金額を知りうる立場であったのか。</p>	<p>設計金額については（業務上）知りうる立場にありました。最低制限価格については知りえない立場にありました。</p> <p>なお、当該職員が漏らしたのは、最低制限価格ではなく設計金額です。</p>
<p>裁判の傍聴について（要望）</p> <p>今回の刑事事件の裁判について、きちんと傍聴していただき、事実関係をしっかり確認していただきたい。</p>	

## 2 三坂地区管渠布設工事その1

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格と落札価格との比率について</p> <p>落札価格と最低制限価格との差について、指名競争入札においては、ばらつきがあるにもかかわらず、平成20年10月1日から平成21年3月31日の間に行われた一般競争入札の4件のうち全案件について、非常に近似している（ほぼ100%に近い）と思われる</p>	<p>一般競争入札の場合、指名競争入札と比べ3倍近い入札参加者が入札に参加しています。</p> <p>本市が入札参加者に示している金抜内訳書等から最低制限価格を類推できることから、入札金額は最低制限価格付近に集中する傾向にあります。</p> <p>また、最高と最低入札価格の開きは入札参加者数が多くても少なくともあまり変わらない中で、各業者間の入札金額の差は、3倍の業者がひしめく一般競争入札のほうが指名競争入札の場合と比べて僅差となり、その結果、最低制限価格により近</p>

<p>が、何らかの要因があるのか。</p>	<p>い価格で落札する可能性が高くなっているものと思われます。</p>
<p>落札率について</p> <p>発注担当課及び発注等級によって落札率に偏りが認められており、発注等級が B 等級以下の案件については、A 等級と比較すると明らかに落札率が高くなっているが、これは有意な差と言えるのか。</p> <p>有意差があるとすれば、どのような要因によるものと考えているのか。</p>	<p>工事金額の一部である諸経費等については、企業努力により経費を圧縮できる余地があり、小さな工事になればなるほど諸経費等が薄くなることから、発注総金額が低くなる B 等級以下は、A 等級に比べ落札率が高くなっているものと思われます。</p> <p>また、発注担当課によって落札率に差があるのは、下水道整備課が発注する下水道工事は、諸経費等が厚いため落札率が低くなる傾向があると思われます。逆に農林整備課が発注する工事の落札率が高いのは、農林整備課が用いている農林水産省の歩掛りが国土交通省の歩掛りより厳しいことも要因の一つと考えられます。</p>
<p>工事内容について</p> <p>管渠布設工事というのは、どのような工事内容になるのか。</p>	<p>下水道の本管を埋設する工事で、公道下を約 1m 幅で掘削し、地中 2m 前後のところ、下水道の塩化ビニール管を布設するとともに、併せてマンホールを適宜設置し、埋め戻し後、公道のアスファルト舗装の本復旧を行う工事です。</p>
<p>検査について(1)</p> <p>検査はどのような体制で行われるのか。</p>	<p>定期的に監督員(職員)が工事現場に出向き、掘削状況や管渠の埋設状況等を確認していますが、毎日現場を確認することは困難であるため、最終的には、管渠布設後にカメラ調査等を行い検査を行っています。</p>
<p>検査について(2)</p> <p>手抜き工事があった場合、検査時にそのことが分かるのか。</p>	<p>下水道工事は、住民の方によく目に付く住宅地内で施工されること、定期的に監督員(職員)が工事現場に出向き確認を行っていること及び検査時に工事施工中の写真を確認していることから、まず考えられないと思われます。</p> <p>仮に手抜き工事が発覚した場合、指名停止等、かなりのペナルティを科せられることになるため、(手抜き工事をした場合)割に合わない仕組みとなっています。</p>
<p>最低制限価格について(1)</p> <p>前回の委員会の説明では、最低制限価格を設けないと手抜き工事が行われる可能性があるとのことであった。</p> <p>今回の工事については、1 番低い価格で応札され、最低制</p>	<p>物品を購入する場合は、消費者が出来上がった製品と金額を見比べて製品を購入することができますが、工事や製造の請負については、需要と供給が全く逆になり、発注者からの注文があって、最初に金額を決定してからその金額に併せて、後で工作物を作るという形になるため、一般的に品質が確保されにくいと言われております。</p>

<p>限価格未満となって失格となった業者と落札価格との差額は、約 130 万円となっている。</p> <p>現状としては、先ほどの説明のとおり、監督員（職員）による定期的な確認、カメラ調査及び指名停止等があるため、（最低制限価格により失格となった 1 番低い価格で応札した業者が）落札価格より約 130 万円低い価格で受注しても、工事自体に問題は発生しないと思われるので、最低制限価格を設ける必要はないのではないか。</p>	<p>そのため、地方自治法施行令では、工事又は製造その他についての請負の契約については、最低制限価格を設けることができることになっております。</p> <p>最低制限価格より 100 万円安かったから適切な工事の施工ができないかと言えば、できるかも知れませんが、最低制限価格制度においては、最低制限価格をわずか千円割り込んだ応札であったとしても、当該応札者は自動的に失格となるルールになっています。</p> <p>最低制限価格を割り込んだ業者と契約を締結するには、別の制度、例えば低入札価格調査基準価格制度等でないとできません。</p>
<p>低入札価格調査基準価格制度について（1）</p> <p>公共工事は税金を支出して施工することから、少しでも安い税負担で、同じ工事ができれば一番望ましいと思われる。</p> <p>性格上、手抜き工事が行われられないような工事であれば、画一的に最低制限価格制度を採用しなくても、低入札価格調査基準価格制度を採用すれば、より効率的に工事の執行ができ、かつ良い工事が安く発注できるのではないかと。</p>	<p>委員ご指摘のとおり、低入札価格調査基準価格制度の良い点は、低入札価格調査基準価格を割り込んだ業者であっても、調査を行い、施工可能であれば契約できる点ですが、その反面、本制度を実施するためには、審査を行うために十分な技術スタッフと調査期間が必要となります。</p> <p>そのため、本市のように技術スタッフが十分でない自治体においては、なかなか手が足らず、円滑な運用は困難ということから、市町村においては、最低制限価格制度を取り入れているところが多いというのが実態です。</p> <p>また、低入札価格調査基準価格を割り込んだ応札であっても、そのほとんどについて契約されているのが実態で、なかなか低入札が改善されないことから、最近では低入札を行った業者について、次回以降指名しない等、一定の入札制限を行っている自治体もあると聞いております。</p>
<p>低入札価格調査基準価格制度について（2）</p> <p>国については、どのくらいの規模の工事について、低入札価格調査基準価格制度の対象工事としているのか。</p>	<p>国土交通省においては、1 千万円以上の工事を低入札価格調査基準価格制度の対象にしていると聞いております。</p>
<p>予定価格について</p>	

<p>今回の工事について、応札金額がかなり低価格のため、予定価格と応札金額との開きがかなりある。</p> <p>例えば、今回の入札における予定価格と応札金額の開きを次回以降に類似の工事が発注された場合における設計金額の設定に反映させることはできないのか。</p>	<p>予定価格は、設計金額を根拠に設定しており、設計金額は一定の歩掛かりや単価を用いて積算するため、低価格の応札があった場合、予定価格と応札金額に開きが生じるのはやむを得ないと考えます。</p> <p>歩掛かり等は国の省庁別に作成されるため、この歩掛かり等が変わらない限り、予定価格の根拠となる設計金額を安くすることは市町村では困難と思われます。</p>
---	---

### 3 平成 20 年度 京丹後市峰山クリーンセンター整備工事

意見・質問	回 答 等
<p>辞退理由について 辞退理由は聞いておられるか。</p>	<p>今回の案件では、3 者が辞退されていますが、1 者は施設の性能が保証できないという理由、1 者は弊社都合によるという理由、もう 1 者は他社製の設備については性能を保証できないという理由により辞退をされています。</p>
<p>工事内容について 具体的な工事内容は。</p>	<p>定期修繕という形で、施設の部品の取替えや点検整備等を行う工事です。</p>
<p>工事の周期について どのくらいの周期で定期修繕工事を行っているのか。</p>	<p>毎年、色々な箇所を行っております。</p>
<p>施設設置工事の完成時期について 本施設の設置工事が完成したのはいつ頃か。</p>	<p>平成 9 年に 2 炉を造り、平成 14 年にさらに 2 炉を追加し、現在、峰山クリーンセンターには 4 つの焼却炉があります。 リサイクルプラザについても平成 14 年に新設しています。</p>
<p>施工業者について (1) 平成 9 年と平成 14 年の工事を行った業者は。</p>	<p>いずれも、当初の峰山クリーンセンター設置工事を施工した業者です。</p>
<p>定期修繕工事について 定期修繕工事は、どのくらいされているのか。</p>	<p>施設建設後、毎年定期修繕を行っております。</p>
<p>施工業者について (2) 合併後の平成 16 年から合計 5 回の定期修繕工事を行って</p>	<p>ありません。 すべて当初の峰山クリーンセンター設置工事を施工した業</p>

<p>いるが、当初の峰山クリーンセンター設置工事を施工した業者以外が落札したケースはあったのか。</p>	<p>者が施工しています。</p>
<p>競争性について 本工事については、実質競争性がないような状況になっている印象を受けるが、市としては、競争性があるという認識でいるのか。</p>	<p>当初峰山クリーンセンター設置工事を施工した業者以外の業者が定期修繕工事を行った場合、施設の性能保証ができない状況にあり、辞退理由がそのままそれを物語っているものと思われま。</p>
<p>維持管理にかかる工夫について(1) 施設建設時において、かなり高額なメンテナンス費用が将来に渡って発生することが分かっていたと思われるが、施設建設時に将来の高額なメンテナンス費用についても実質競争ができるよう何か工夫をした点はあるのか。</p>	<p>平成9年当時には、その後の維持管理費までを考えた形の入札は全国的にもあまりなかったもので、建物を建てることのみを考慮して発注しております。</p>
<p>維持管理にかかる工夫について(2) 施設の維持管理を施設建設を行った業者が行うことはある意味やむを得ないと思われるが、逆に維持管理費がかなり高額になることから、維持管理費が適正価格になるような工夫は何かあるのか。</p>	<p>定期修繕工事について、専門のコンサルタントが現地を調査し、工事の設計及び工事の施工監理を行うことで、適正な修繕箇所決定と金額の積算を行うように努めています。</p>
<p>発注方法について 先ほどからの説明を聞く限りでは、実質随意契約で発注すると結果は同じになると思われる。入札をする意味がないのではないのか。</p>	<p>金額が高額になるため、1者随契というのはいかがなものかということもあり、入札を行っています。</p>
<p>指名業者について 指名業者は、いつも同じメンバーになるのか。</p>	<p>特殊工事になり、施工可能な業者が限られてくるため、大体同じようなメンバーになります。</p>

<p>契約方法について</p> <p>こういう性格の案件の発注を行う場合、当初の段階で、今後必要となるメンテナンス費用も考慮して契約を行っているのか。</p>	<p>行っておりません。</p> <p>今後の検討課題と考えております。</p>
<p>契約方法について（要望１）</p> <p>今回のようなケースでは、当初の施設建設業者の言い値で契約を行うことになってしまうので、他市町村がどのように工夫しているかも併せて、契約方法を検討していただきたい。</p>	
<p>契約方法について（要望２）</p> <p>契約方法については、いろいろな方法があると思われるが、どちらにしても市役所内でよく議論を行い、できる工夫を検討していただきたい。</p>	

#### 4 平成 20 年度 あしぎぬ温泉・木造テラス改修工事

意見・質問	回答等
<p>辞退理由について</p> <p>第 1 回目の入札における辞退者の辞退理由は。</p>	<p>辞退している 2 者とも施工中の工事があり、技術者の配置ができないというのが辞退理由のようです。</p>
<p>契約金額について</p> <p>本案件は、入札では 595 万円で応札した業者と最終的に随意契約により 525 万円で契約金額が確定しているが、応札金額から契約金額まで値段が下がったのは、どういうことで下がっていったのか。</p>	<p>随意契約ですので、価格交渉により契約金額を決めております。</p>
<p>条件について</p> <p>価格交渉を行った際の条件は、入札時と同条件だったのか。</p>	<p>同条件です。</p>

<p>入札金額について(1)</p> <p>第2回目の入札金額について、殆どの業者が反動したように第1回目の入札金額からマイナス40万円前後での応札で、同じような対応となっているので、何か意思の連絡でもあるのではないかとと思われるが、よくあることなのか。</p>	<p>第2回目の入札執行前には、第1回目の入札における最低金額を入札参加者に発表し、当該最低金額以上で入札した場合は失格することになっているためと思われます。</p>
<p>入札金額について(2)</p> <p>皆さん下げ方にも色々あると思われるが、下げ方が同じ傾向にあるように見えるので、奇異に写る。</p> <p>入札参加者数が多いので、みんなの下げ方が同じような傾向になることはないだろうと思われ、何か妙な感じがするが。</p>	
<p>予定価格との差について</p> <p>設計図書を入札参加者に示して入札を行っているので、だいたいどこが積算しても同じぐらいの入札金額になると思われるが、何故こんなに予定価格と入札金額に差が出たのか。</p>	<p>入札後に入札参加者の内訳書を調査したところ、円形のテラスであるため、木の工事に関わる大工手間を市の設計金額以上に見込みすぎていたことが原因かと思われます。</p>
<p>検査について</p> <p>竣工検査等はしっかりされているのか。</p>	<p>行っております。</p> <p>なお、検査は観光振興課で行っておりますが、観光振興課には専門の技師がないため工事監理業務は、設計事務所やコンサルタント業者に外注しております。</p>
<p>外注と不落の関係について</p> <p>工事監理業務を設計事務所に外注していることと、本案件が不落になったこととの関係は。</p>	<p>関係ないと思われます。</p>
<p>外注の基準について</p>	

<p>大抵の部署では、工事監理業務等を外注せず、市の職員で工事監理業務等を行っているのか。</p>	<p>工事専門部署については、市の職員が工事監理業務等を行います。それ以外の部署については、1千万円以上の案件については、工事専門部署に委任を行い、工事監理業務等を工事専門部署の職員が行っています。</p>
---	---

5 平成 20 年度(H20 年災)丹後町(501)上野水路災害復旧工事

意見・質問	回答等
<p>工事内容について 工事内容が「かご枠 16m」となっており、言葉からは非常に単純な工事という印象を受けるが、どのような工事なのか。</p>	<p>14m 程度の斜面の上に U 字溝が並んでおり、当該 U 字溝から溢れた水によって、法面の土砂崩れとなった現場を復旧する工事です。</p>
<p>入札金額について(1) 本案件は、落札率が高いということも目を引くが、全入札参加者の入札金額がすごく似通っており、そこについても目を引かれるが。</p>	<p>単純な工事であることと、災害復旧工事としては一般的な工法ばかりなので、市販されている積算システムを使用して積算すると似たような積算金額になると思われます。金額の違いは、それぞれの業者がメーカー等から見積もった単価の違いと解釈しております。</p>
<p>入札金額について(2) 積算しやすい工事であれば、なおのこと競争して最低制限価格に近づくのが普通と思われる。今回は、予定価格に近い応札になっているが。</p>	<p>災害復旧工事、特に農地災害については、全体的に工事現場が山奥の谷であったり、管理道がしっかりしていない農地の真ん中にあたりと、市側で積算システムにより標準的な積算をした際に、当該標準的な積算には含まれない手間が多くかかるため、どちらかと言えば利益が出にくい工事となるためと思われます。</p>
<p>入札金額について(3) 災害復旧工事については、性質上、予定価格が実質の負担よりも低くなりがちなので、落札率が高くなる傾向にあるということか。</p>	<p>農地災害についてはそのような傾向があります。 また、昨年の災害については件数が多かったことから、小規模な工事を随意契約により同時期に多く発注しており、多くの業者が手持ちの工事量が多く、手が回りにくかったことも要因の一つではないかと思われます。</p>
<p>最低制限価格について 説明を聞いていると、予定価格と最低制限価格については、業者から手の内を知られつくしているような印象を受けるが。</p>	<p>業者が市販の積算システムを用いて、市側が入札参加者に示す図面と金抜内訳書に基づき単価等をシステムに入力し積算すれば、設計金額とかなり似通った金額が算出できます。 しかしながら、すべての業者が同じ金額になるかと言えば、そうではなく、業者によって金額にばらつきがあり、これは人</p>

	<p>間の判断により積算を行わなければならない部分によるものと思われます。</p>
<p>高落札率の工事について 落札率の高い工事は、災害復旧工事等の性格のものが多いのか。 ほかに落札率が 99%を超えるような工事は、どのようなものがあるのか。</p>	<p>一概に災害復旧工事が多いと言えないと思われます。 一度に発注する件数が多い場合や、条件の悪い工事場所で、標準的な積算には含まれない手間が多くかかるような、利益が出にくい工事については、落札率が高くなる傾向にあるものと思われます。 また、相対的に金額の小さな工事については、落札率が高くなる傾向にあると思われます。 なお、積算の際に用いる歩掛りについても、国土交通省と農林水産省とでは異なり、同じ土木工事について積算を行っても、違いが生じてくるものと思われます。</p>
<p>不落率について 不落率については、統計をとっているのか。</p>	<p>不落率ということの統計はできておりません。 ただし、平成 20 年度に入札を行った 249 件の工事のうち、43 件、率にすると 17.3%の工事について、再度入札を行っております。 再度入札は、B 等級と C 等級の案件に多いというのが実態です。</p>
<p>再度入札について(1) B 等級と C 等級の案件に再度入札が多いということについて、何か分析はしているのか。</p>	<p>そこまでは分析しておりません。</p>
<p>再度入札について(2) 市としては再度入札について、あまり好ましくないと考えているのか。</p>	<p>やむを得ないと考えております。</p>
<p>不落随意契約について 2 回目の入札が不落になった場合に、随意契約としているのか。</p>	<p>2 回目の入札において、予定価格と最低入札価格に大きな開きがない場合で、交渉を行って随意契約を行うことができる要素がある場合だけ、随意契約を行っています。 予定価格と最低入札価格に大きな開きがある場合は、入札参加者から内訳書を提出させ、当該内訳書と市の設計とを比較して、市の行った設計に問題があるのかどうか調査します。</p>
<p>再度入札について(3) 再度入札が行われた場合</p>	<p>そういったデータ収集を行っていないため、分かりませんが</p>

に、第 1 回目の最低価格入札者以外の方が落札したというケースはあるのか。	あるのではないかとと思われます。
再度入札について（要望） 再度入札が行われた場合に、第 1 回目の最低価格入札者以外の方が落札したケースについて、何かの機会に調査をしていただきたい。	

#### 6 平成 20 年度（20 災第 3505 号）市道夕日港線道路災害復旧工事

意見・質問	回答等
<p>辞退理由について（1）</p> <p>辞退された業者は、どのような理由で辞退されておられるのか。</p>	<p>1 者は入札前に技術者を配置できないという理由で、もう 1 者は再入札の際に、入札書に辞退と記載され辞退されております。</p>
<p>辞退理由について（2）</p> <p>第 2 回目の入札の際に、辞退された業者について、辞退理由を教えてください。</p>	<p>入札執行前の辞退については辞退理由を求めています、入札執行中の辞退については辞退理由を求めておりませんので、詳細については不明です。</p> <p>ただし、第 2 回目の入札については、第 1 回目の入札における最低入札価格を公表し、当該最低入札価格未満での応札を求めますので、当該最低入札価格未満で応札できないと判断されたということも考えられます。</p>
<p>関連工事について</p> <p>配布資料の随意契約の一覧表の中に、「平成 20 年度 市道夕日港線道路災害復旧工事（単独分）」が落札率 100%と記載されているが、この単独分の工事（以下「関連工事」という。）は、本工事と同一業者が施工したのか。</p> <p>また、関連工事は本工事とどのような関係になるのか。</p>	<p>本工事と同一業者による施工です。</p> <p>本工事の契約後、工事に着手すべく木の伐採を行っていたところ、工事現場の上部に転石が発見され、工事の施工上の安全対策と施工後の転石落下による事故防止のため、追加で同一業者に発注を行っております。</p>
<p>業者選定について</p> <p>本工事については、専門性が高いという理由から 3 者を</p>	<p>入札参加資格者名簿に登録のある業者の中から、地域要件を考慮せずに、今回のような防災工事を施工可能な業者を選定し</p>

<p>指名しているが、例えば、指名業者の地域の範囲を拡げて、3者以上とすることは難しいか。</p>	<p>たところ、全部で3者しかなかったということであります。</p>
<p>入札方式について 業者数が少ないと入札がやりづらいと思われるので、こういった特殊工事については、指名競争入札ではなく一般競争入札にしてはどうか。</p>	<p>一般競争入札であっても本市の入札参加資格者名簿に登録されていることを参加の条件としております。</p>
<p>情報交換について 今回のような特殊工事については、指名業者を探すのも大変と思われるが、今回のような専門、特殊工事をする施工業者について上部機関と意見・情報交換はしているのか。</p>	<p>行っております。 ただし、本市の入札参加資格者名簿に登録されていない業者は、上部機関の入札参加資格者名簿に登録されていても指名することはできません。</p>

「4 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

意見・質問	回答等
(特になし)	